

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月25日現在

機関番号：12611

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2011～2012

課題番号：23810008

研究課題名（和文） インドネシア人移住労働者<世帯>のジェンダー力学—「ドサ」・「ハラム」とケア—

研究課題名（英文） Gender Dynamics in Indonesian Migrant Worker's "Household": "Dosa", "Haram" and Care

研究代表者

平野 恵子 (HIRANO KEIKO)

お茶の水女子大学・大学院人間文化創成科学研究科・研究院研究員

研究者番号：50615135

研究成果の概要（和文）：

本研究は、インドネシアの女性の移住労働世帯を事例に「ジェンダー秩序」の再編の考察するものである。具体的には、1) 女性移住労働者の身体表象にまつわる移住労働者と国家と宗教との関係、2) 農村部移住労働者世帯の男性家族に対する言説、以上の2点を検討することにより、宗教的に禁忌と表象される女性単身での移住労働のジェンダー力学に関する一定の知見を得た。

研究成果の概要（英文）：

This study analyzes Gender Regime in Indonesia in case of women's migrant worker's household. Concretely, the researcher had insight on gender dynamics related to migrant women's no guardian men, according to Islamic law, if women go abroad for work alone without any guardian, their body will become a Dosa (Sin) by discussing following two research theme; 1) the relationship between migrant workers, state and religion in association with migrant women's body representation, 2) discourse against male spouses of migrant women by religious leader and men in urban.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2011年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2012年度	1,100,000	330,000	1,430,000
総計	2,200,000	660,000	2,860,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：ジェンダー

キーワード：移住労働、ジェンダー、インドネシア、マスキュリニティ、宗教、言説

1. 研究開始当初の背景

(1) グローバル化が進展する中、インドネシアはフィリピンに次ぐ移住労働者送出国と

して新たな注目を集めている。他国と同様インドネシアにおいてもまた移動の女性化は顕著であり、サッセンが捉えたように個人、

世帯、コミュニティのみならず国家までもが移住女性の送金に頼る「生き残りの女性化」(Sassen 1998=2004)の構図がインドネシアにおいてもみてとれる。

(2)このような状況のもと、報告者は学位請求論文において、グローバル化下のインドネシア人女性労働動員の力学をConnellによる「ジェンダー秩序」「ジェンダー・レジーム」(Connell 2002=2008)の枠組みで捉え、長期独裁政権からの開発独裁型家父長制の再編を指摘した。ポストスハルト期のインドネシアにおいて、資本主義への女性労働力動員の制度的基盤、すなわちジェンダー・レジームとして提示されたのは、地方分権化によって拡大する宗教的言説と、婚姻(法)である。宗教的言説は、グローバル化の進展に伴って新たなナショナル・アイデンティティの核となりつつある。調査地である西ジャワ州チアンジュール県においては、道徳的規範としてイスラーム教義の実践が推進されているが、それは地方条例という「正統性」をもって単身で渡航する女性移住労働者を「逸脱」する身体として周縁化する。同地では、既婚女性単身での海外就労に対する宗教的な非難を回避する為に、女性移住労働者の出発前に離婚し帰国後に再婚するといった実践がみられた。また、移動する身体を「ドサ」(罪)として女性移住労働者自ら卑下する言説は、調査地域の移住労働は既婚女性であることを鑑みると、ジェンダー・レジームとしての宗教的言説の重要性は明らかである。

また1974年制定の婚姻法は夫、妻それぞれの役割を明文化し、男性に家族の扶養を義務付けているが、翻って移住労働者世帯の残された男性家族は稼働者役割を担う必要がなくなっている。生計維持者としていまだその役割を担う都市部男性や、女性移住労働者を「穢れた者」として提示する男性宗教指導者によって彼らは非男性として記号化されるという現実があり、そこでは移動という身体の越境によって複雑化する送出国のジェンダー秩序が指摘できた。

2. 研究の目的

上記のような移住労働者送出し地域におけるジェンダー秩序をより詳細に捉えるためには、制度的基盤の考察からメゾレベル、そして個のレベルに考察の対象をうつす必要がある。

具体的には、以下の二つの課題に取り組むことにより、移住労働者<世帯>におけるジェンダー・レジームの編成を明らかにする。

(1) 女性移住労働者の身体

調査対象地域における女性移住労働者は、単身で移住する行為を宗教指導者による指摘そのままに、「『ドサ』(罪)である」と表現し、その行為を遂行する自身の身体を穢れたものとして「ハラム」(禁忌)とあらわすが、帰還者に対する再統合プログラムが未整備のインドネシアにおいて、この表象は女性移住労働者自身を帰還するコミュニティ、世帯へとつなぐ戦略の一つである。すなわち有配偶者でありながら単身渡航する女性にとって帰還する場所は、送出し世帯以外に存在せず、それがゆえに自身の身体を卑下することで、宗教的非難をあらかじめ回避し、男性が稼働者役割を担わないその場所に戻りやすくしているのである。女性移住労働者を妻に持つ男性配偶者や父など男性家族は、このような言説をどのように捉えているのか。

(2) 都市部男性と農村部男性の階級的マスキュリティ

稼働者の地位から「降りた」女性移住労働者の男性配偶者は、都市部男性から宗教的に非男性として記号化され、侮蔑の眼差しを向けられている。都市部中流階級男性にとって、妻に出稼ぎをさせる農村男性はマスキュリティを排除された存在となる。テーマ1とセットで提出されるこの言説は、農村男性にどのように捉えられているのか。移住女性の行為を「ハラム」と規定する宗教指導者の男性の表象はいかなるものか。

3. 研究の方法

(1) 調査対象地 これまでの研究蓄積や実現可能性、加えて本調査に最も不可欠であるインフォーマントとの信頼構築の観点から、本研究では引き続きインドネシア西ジャワ州チアンジュール県チビノン市の山村を主たる調査対象地域とした。

(2) 調査方法

① 現地調査 対象地域で活動する移住労働者支援 NGO ソリダリタス・ブル・ミグラン・チアンジュールの成員宅に滞在しながら、送出し世帯成員、送出し地域の宗教指導者にインタビューをおこなった。そのほかに、インドネシア国内の移住労働関係省庁・政府機関、NGO・組合等の市民団体、仲介業者等、大学等研究機関に対してインタビューをおこなった。

② このほか、文献、統計、法令、新聞等の一次資料の収集をおこなった。

4. 研究成果

調査研究の結果、次のような知見を得た。

(1) 女性移住労働者の身体表象

女性移住労働者自身も自らの身体表象として採用する、彼女たちの身体への「ハラム」や「ドサ」といった穢れの表象について、都市部居住の男性や宗教・政治指導者にアンケート調査とインタビュー調査を、また農村部において女性移住労働者の男性親族（配偶者、父、兄、弟、親戚等）にアンケート調査を実施した。

都市部男性によれば、女性単身での渡航は、女性移住労働者自身そして男性家族双方の宗教的罪であると考えられていた。また移住労働者家族の悪化する経済状況は、政府や関係省庁の不作為というよりも移住労働者世帯の自己責任の問題として捉えられ、同時に「就労しない」男性配偶者の男性性の欠如としてあらわされた。

送出し地域であるチアンジュール県でも女性単身での渡航を穢れとする回答が多く見られた。当該地域では、既婚女性単身での海外就労に対する宗教的批難の回避策として渡航前に離婚し帰国後に元夫と再婚するといった実践がみられ、女性移住労働者の身体に関する表象と婚姻実践が密接に関連している。

都市部男性による女性移住労働者身体への表象、すなわち、宗教的罪や穢れは、女性移住労働者の男性家族である「農村部の男性性の欠如」としてもあらわされていることが明らかとなり、以上より、女性移住労働者の身体表象について、彼女らの配偶者と都市部男性という新たな言説対立軸を見出した。

(2) 女性移住労働者の男性家族とマスキュリニティ

稼得者の地位から「降りた」女性移住労働者の配偶者男性は、都市部男性から宗教的に非男性として記号化され、侮蔑の眼差しを向けられている。この言説は農村男性にどのように捉えられているのか、送出し地域でのインタビューを中心に調査をおこなった。

妻に経済的に依存している男性は、家事労働者として就労する妻に向けられた「ドサ」や「ハラム」といった宗教的スティグマを受容していた。調査対象地域では、湾岸諸国への送出しが主流であったが、その「湾岸諸国で就労する家事労働者」という職業によって規定される性的スティグマを受け入れることで、喪失した家父長的権力の埋め合わせをおこない、男性優位性を保とうとしていたのである。

また宗教指導者は、上記の移住労働女性、特に家事労働者に課される性的スティグマを追認しそれに宗教的正当性を付与した。一方で、家父長制的権力を喪失した男性家族へは世帯内での男性の優位性や指導的立場を説いていた。

移住労働女性自身による自己規制やスティグマの消極的受容と合わせ、移住労働女性の身体表象をめぐるジェンダー力学を明らかにし、送出し社会における言説再生産の構造を明らかにした。

(3) 対抗言説

(1)(2)で示されたような、「稼得者としての都市部男性」「非男性化された記号としての農村部男性」という二項対立の図式には一方で、一部ではあるものの、都市部男性から対抗的言説が提示されている。

首都ジャカルタ中心部で「新しい男性の連帯」運動を展開する設立者への聞き取りからは、移住労働女性に経済的に依存する男性家族に対して、不就労に興じているとして批判的見解が得られる一方で、「非男性として捉えること」に対しては疑問が提示され、非男性の象徴としての農村部男性へのスティグマの付与は、家父長的権力の再生産であるとの見解が示された。

以上より、ヘゲモニックなマスキュリニティへの男性側からの抵抗の兆しがみてとれた。

(4) その他

本研究に着手した2011年は、ILO第189号条約をはじめとして国際条約とインドネシア国内の家事労働者法施行と連動させ批准を目指す社会運動が活発化し、またILO総会直後に発生したサウジアラビアでのインドネシア人家事労働者死刑を受けての同国への家事労働者送出し猶予といった、移住家事介護労働者やその世帯に対する政治的社会的関心が近年かつてないほどに高まる事象が相次いだ。

国内メディアで展開された言説の多くが、移住の女性化が顕著となった1980年代に生産されたものと同様であった。

以上の考察を商業紙に寄稿した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

① 平野恵子、2013、「湾岸諸国におけるインドネシア家事労働者『問題』とネットワークの可能性」、印刷中

[学会発表] (計 5 件)

① 平野恵子、「インドネシアにおける地方分権化と災害復興・対策 —ジェンダー主流化の観点から」、国際シンポジウム「災害、復興におけるジェンダー」、2013年1月14日、お茶の水女子大学。

②HIRANO Keiko, “Women as Breadwinners: Redefining Masculinities in Migrant Worker Families in Indonesia”, the 11th Asia Pacific Sociological Association Conference, panel on “Gender Politics in Migrant Households, October 22, 2012, Ateneo de Manila University, Manila, Philippines.

③石井正子・平野恵子、「『家事労働者問題』と送り出し社会：フィリピンとインドネシアの比較」、白山フォーラム「湾岸アラブ諸国における東南アジア出身の外国人労働者—共生と分断の視点から」、2012年10月6日、東洋大学

④平野恵子、「浮遊する男性性」、国際ジェンダー学会、2012年9月1日、立教大学

⑤HIRANO Keiko, “District legislation and female migrant workers: A case of West Java, Cianjur”, International Workshop on “The Making of Gulf Migration: From Macro and Micro Perspectives”, March 8 2012, Qatar University, Doha, Qatar.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

平野 恵子 (HIRANO KEIKO)

お茶の水女子大学・大学院人間文化創成科学研究科・研究院研究員

研究者番号：50615135

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし